

平成 27 年 6 月 22 日付け特殊容器制度の技術基準の主な改正内容

改正事項	名称	呼び容量	改正内容
型式の追加	JS-33-2	500ml	従来品(JS-33)よりも 90g 軽量化したビールびんを追加し、びんの容量公差, 図面, 入味線高さ等を規定。 また, 発泡性の清涼飲料(ノンアルコール・ビールテイスト飲料に限る。)にも使用できるようにした。
容量公差の変更	JS-13 JS-14 JS-15	180ml	4ml→3.5ml に変更
下限入味線高さの変更	JS-43	633ml	207mm→208.5mm に変更(ビール等に限る。)
	JS43-2		207mm→208mm に変更
	JS-50	900ml	217.5mm→219mm に変更
商品の追加	JS-15	180ml	しょうちゅう及びみりんを追加
	JS-48	900ml	
	JS-49 JS-50		
	JS-21	300ml	しょうゆを追加
	JS-22		
	JS-28	360ml	
	JS-29		
	JS-45	720ml	
	JS-46		
	JS-48	900ml	果実酒を追加
	JS-49		
	JS-50		
	JS-37	600ml	食酢を追加
	JS-38		
	JS-45	720ml	
JS-46			
JS-23	334ml	発泡性の清涼飲料(ノンアルコール・ビールテイスト飲料に限る。)を追加	
JS-23-2			
JS-23-3			
JS-24			
JS-24-2			
JS-25			
JS-32	500ml		
JS-32-2			
JS-32-3			
JS-33			
JS-40	633ml		
JS-40-2			
JS-41			
JS-43			
JS-43-2			

改正事項	名称	呼び容量	充填商品	改正内容
型式の削除	JS-12	100ml	液状の農薬	製造期限：平成 27 年 9 月 30 日(*1) 使用期限：平成 28 年 9 月 30 日(*2)
	JS-35	500ml		
	JS-16	180ml	ウイスキー ブランデー 果実酒	製造期限：平成 27 年 9 月 30 日(*1) 使用期限：平成 32 年 9 月 30 日(*2)
	JS-36	550ml		
	JS-30	360ml	ウスターソース類	
	JS-41	633ml		
	JS-42	633ml		
	JS-42	633ml	乳酸菌飲料 牛乳又は乳製品か ら造られた酸性飲料	
	JS-44	640ml	しょうちゅう みりん	
	JS-51	1000ml	清酒 合成清酒	
	JS-17	190ml	発泡性の清涼飲料	
	JS-18	200ml		
	JS-26	340ml		
	JS-27	350ml		
	JS-31	400ml		
	JS-25	334ml	ビール	発泡性の清涼飲料 (ノンアルコールビー ル・テイスト飲料に限 る。)
JS-41	633ml			

*1 製造期限：製びん事業者は、この日を限りに対象型式のびんを特殊容器として製造できなくなります。

*2 使用期限：充填事業者は、この日を限りに対象型式のびんを特殊容器として使用することができなくなります。